

	契約書（案）
	2027 年国際園芸博覧会 ・ イタリア館への協賛に関する契約
	契約当事者
	2026 年 3 月 25 日付 DCPM（イタリア政府閣僚評議会議長令・通称「首相令」）に
	より設置された、2027 年国際園芸博覧会（以下、EXPO2027）へのイタリア参加
	担当者・政府代表（COMMISSARIO GENERALE DI SEZIONE、以下「甲」）
	（名前） 、 、
	職務上の所在地は東京（住所）
	および
	社
	（住所：、
	法人番号：）の
	（役職） を行使する.....氏
	（出生地：、生年月日.....、
	住所：、）
	（以下「乙」）。
	上記の者を総称して「両当事者」という。
	前文
	ア）EXPO2027 へのイタリア参加に当たり、2017 年 11 月 2 日付外務省令第 192 号
	「2016 年 4 月 18 日付法律命令第 50 号第 1 条第 7 項に基づき、国外で実施する契
	約相手方の選定手続および契約履行を規制する一般方針に関する規則」（最終改
	正：2024 年 1 月 17 日付外務省令第 32 号「国外で実施する契約相手方の選定手続
	および契約履行に関する 2017 年 11 月 2 日付法律命令第 192 号、ならびに職員の技
	術的職務に対する奨励金の配分に関する 2022 年 9 月 15 日付省令第 188 号を改正す
	1

	る規則」）に基づき、甲に協賛契約を締結する権限が与えられている。
	イ）従いまして、甲は（日付） に、行政公式ウェブ
	サイトで EXPO2027 イタリア館への協賛を募集する文書番号
	の公告を公表し、協賛提案には協賛者の事業分野、
	協賛の対象、ならびに貢献の内容、実施方法および納期を明記するよう求めた。
	ウ）同公告には、提案された協賛の経済的価値に応じて各協賛者に付与される特典
	の一覧が添付されていた。
	エ）所定の期限内に受理された提案の中に、
	[.....
	]
	を内容とする乙の提案（以下「提案書」）があった。
	オ）提案書の受理後、2017 年 11 月 2 日付法律命令第 192 号およびその後の改正・
	補充、ならびに 2023 年 3 月 31 日付法律命令第 36 号（以下「法典」という）に基
	づき、公平性および事業者間の平等な取扱いの原則を遵守しつつ、両当事者間で交
	渉が開始された。
	カ）提案書において、乙は法典第 94 条および第 95 条に定める排除事由が存在しな
	いことを自己申告し、イタリア館は必要な要件を実際に満たしていることを確認し
	た。
	キ）本契約は、2011 年 9 月 6 日付法律命令第 159 号第 92 条第 3 項に基づき
	（日付） に申請された「反マフィア関連情報」が、
	イタリア内務省地方行政機関（Prefettura）・ 政府地
	方事務所から発給されるに先立って、しかしいづれ法令第 159/2011 号第 67 条に定
	める禁止、失権または停止の事由が存在しない旨の乙の申告を取得した後に締結さ
	れるものである。
	2

	上記の前文は本契約の不可分かつ実質的な一部を構成するものとし、それに伴って
	関係性が成り立った両当事者は、以下のとおり合意し契約する。
	第 1 条（定義）
	本契約において、次の用語は以下の意味を有する。
	■ 契約：本契約書及びその別紙をいい、本契約書に引用されているのみで物理的には添付されていないものも含む。
	■ 協賛：金銭的貢献および／または物品供給および／または役務提供の対価として、ブランドまたは製品の宣伝のためにイタリア館の対外的イメージを利用する、イタリア館と乙の間の契約関係をいう。
	■ プロジェクト：（日付） に 2 0 2 7 年国際園芸博覧会協会が承認した、EXPO2027 イタリア館の最終設計（Final design）をいう。
	■ ロゴ使用マニュアル：公パートナー、技術パートナーおよび乙による EXPO2027 のイタリア館のマークの適切な使用に関する規則を定めたマニュアルをいう。
	■ 露出マニュアル：イタリア館が乙およびパートナーに提供する広報活動における露出特典を明示したマニュアルをいう。
	第 2 条（協賛の対象および目的）
	本契約は、乙によるイタリア館への協賛を対象とする。乙は、提案書に記載され、
	後記第 4 条に詳述される協賛の内容を履行し、その対価として、
	級に相当し、後記第 5 条に詳細に記載される特典を
	乙に付与される。
	第 3 条（協賛の期間および価額）
	本契約は両当事者の署名日から効力を生じ、EXPO2027 が終了する 2027 年 9 月 26
	日に、または契約の対象となる給付に応じて（日付） に
	3

	予定される解体作業の終了時に終了する。ただし、いずれの場合も、両当事者の義務がすべて履行されるまで存続する。
	悪天候、不可抗力、その他適正な施工を妨げ、または遅延させる特別な事情により
	イタリア館の建設工事が中断された場合、その中断に相当する期間、本契約が延長
	されることがある。乙はこれを承認し、異議を申し立たない。
	イタリア館の適正な建設に影響する事情が生じ、施工が不可能となり、または著しく遅延する場合、イタリア館は、契約による約束を維持できるか検討するため、理由を付して速やかに乙に通知する。乙は、当該約束の維持が確保できない場合、イタリア館が一切の責任を負わないことを承認する。
	両当事者は、協賛の経済的価値を円（数字、以下同様）（¥...../00）（英語文字、以下同様）、これに消費税円（¥.....00）を加えた額と定めることに合意する。
	供給される物品および提供される役務の商業上の価値は、円（¥...../00）とする。
	金銭的貢献として支払う額は、円（¥...../00）とする。
	第4条（乙の給付義務）
	乙は、（日付） までに
	
	（提案書に記載された協賛内容）を履行することを約束する。当該期限は、契約上の「本質的」期限とする。
	4

	このため、協賛に金銭的貢献が含まれる場合、その支払いは銀行振込（口座詳細：
	銀行名..... 支店..... 口座種類.....
	口座番号..... ）を行い、振込名目を「EXPO2027 イタリア館への協
	賛」とする。
	協賛の全部または一部が物品供給および／または役務提供である場合、乙は自らの
	責任と費用により、EXPO2027 会場内のイタリア館建設予定区画、または甲が指定
	する別の場所において、物品を直接搬入し、または役務を提供する。供給は合意さ
	れた日程に従い、イタリア館建设工程表に基づく期限を遵守するものとし、乙は当
	該工程表を十分に理解していることを表明する。
	上記の物品および／または役務は、EXPO2027 およびイタリア館双方表明したコン
	セプト（テーマ・ステートメント）に適合する、革新的な技術的特性を有するもの
	とする。
	また、全期間を通じて契約における協賛内容に関して、輸送（予定される場合）、
	組立ておよび設置（必要な場合）、保守および技術支援（必要な場合）に係るすべ
	ての費用を含む。これらはすべて乙の責任と費用負担とする。
	引渡しが完了した後、イタリア館は協賛の価額に対応する所定の受領書を発行す
	る。
	乙は、交換または新たに生じた需要に迅速に対応できるよう、博覧会の全期間を通
	じ、甲の求める数量の追加製品・部品および／または交換部品を適切に確保する義
	務も負う。
	本契約の履行に伴い、法律または規則により課される税金、公課、使用料、その他
	名称を問わない対価に係る費用も、乙が負担する。
	乙は、その協賛区分に定めがある場合、イタリア館のオンラインショップを運営す
	る主体と個別の商業契約を締結した上で、イタリアの EXPO2027 参加のために特別
	5

	に製作したものを含む自社製品を当該ショップに供給し、イタリア館および運営者
	がいる場合は当該運営者に所定のロイヤルティを支払う。法制度上必要となるその
	他のロイヤルティ、税金および公課も支払う。
	さらに、乙は以下を約束する。
	- 安全、防火および労働災害防止に関する現行の国・地方行政の規則、ならびに
	EXPO2027 主催者が提供する個別の指針を遵守し、いかなる資格であれ給付の履
	行に従事する職員について、保険、福祉および社会保障に関する義務を遵守す
	ること。
	- 工事、物品供給および役務提供を常に適正な専門的基準に従って行い、自己の
	義務の履行に最大限の注意を払うこと。
	- 物品供給または提案された作業の適正な施工に必要な、すべての付随的・関連
	的義務を履行し、その費用を全額負担すること。
	第 5 条（乙の特典およびイタリア館の義務）
	イタリア館は、乙の給付および.....級という乙区分の対価
	として、以下の特典を乙に付与する義務を負う。
	
	
	
	乙は、自己の名称・ブランド・ロゴを宣伝する広告において、協賛の取組みを公表
	することができ、ロゴ使用マニュアルの定める範囲にイタリア館のロゴを使用する
	こともできる。このため、乙は本契約締結から 30 日以内に、事前に広報計画をイ
	タリア館に提出し、イタリア館は、本条に定める条件および制限に従って承認の可
	否を決める。
	以下に関する宣伝活動はいかなる場合も認められない。
	6

	- 政治、労働組合または宗教に関する宣伝、あるいは道徳上疑義のある宣伝。
	- たばこ、アルコールの、その他健康に有害な物質、武器、ポルノグラフィ
	一製品・素材及び副産物または派生物の製造、破壊および販売に関連し、または直接もしくは間接に結び付く宣伝。
	- 狂信、全体主義、人種差別、憎悪または脅迫の表現を含む攻撃的なメッセージ、その他人間の尊厳を害するメッセージを広めるあらゆる形態の情報発信。
	- 現行法律により、間接的な形態を含め禁止される広告。
	- イタリア館の専権的判断により、本事業の目的および公的活動に反すると認められる広告。
	乙のイメージ向上効果を高めるため、イタリア館は乙の活動を宣伝する追加の機会を提供することの適否を検討できる。イタリア館は、乙と第三者の間に成立する広告宣伝活動上の関係には一切関与せず、今後に関与しないものとする。スペースの管理または契約に定める特典の実施に関し、乙と第三者の間にいかなる根拠に基づいて成立した法律関係も、本契約の終了時に終了し、イタリア館に転嫁されることはない。
	第 6 条（法令遵守義務および倫理規範）
	乙は、下請けが行われる場合、当該下請け先と協力し、事業者、企業の役員若しくは管理職、又は事業の遂行に関与する一連の関係事業者に属する者に対し、いかなる形態であれ、贈賄の強要その他の不正な利益供与の要求がなされたときは、遅滞なく司法当局に通報することを約する。
	前項に定める義務の履行は、本契約の履行における本質的な義務を構成するものとする。当該義務が履行されない場合において、契約の締結および履行に関する職務を遂行した公務員に対し、イタリア刑法第 317 条に規定する犯罪について、司法上
	7

	の保全措置が命じられ、または公判請求がなされたときは、イタリア民法第 1456
	条に基づき、本契約は明示的解除条項により解除されるものとする。
	イタリア館、また、下請けが行われる場合には乙とともに、事業者、当該企業の構
	成員もしくは役員、または本契約の発注、締結および履行に関して特定の職務を担
	う管理職に対し、イタリア刑法第 321 条に規定する犯罪について、同法第 318 条、
	第 319 条、第 319-bis 条および第 320 条との関係において、司法上の保全措置が命
	じられ、または公判請求がなされたとき、ならびに同法第 319-quater 条第 2 項、第
	322 条、第 322-bis 条第 2 項、第 346-bis 条第 2 項、第 353 条および第 353-bis 条に
	規定する犯罪について同様の措置がとられたときは、イタリア民法第 1456 条に定
	める明示的解除条項を適用することを約する。
	乙は、本契約の対象となる業務を遂行するにあたり、2013 年 4 月 16 日付大統領令
	第 62 号により採択された「公務員行動規範」およびイタリア外務・国際協力省の
	「行動規範」に定める基本原則を厳格に遵守し、これらに完全に従って業務を遂行
	することを約する。
	乙は、上記各行動規範の内容を十分に理解し、これを承諾するものとする。これら
	の規範は、以下のウェブサイトにおいて全文を閲覧することができる。
	https://www.esteri.it/it/trasparenzacomunicazionilegali/disposizionigenerali/attigene-
	rali/codice-disciplinare-e-codice-di-condotta/
	2013 年 4 月 16 日付大統領令第 62 号およびイタリア外務・国際協力省の行動規範に
	定める義務への違反は、本契約の解除事由を構成するものとする。
	第 7 条（保証および保険）
	乙は、本契約に基づく業務の適正な履行を担保するため、保証金額 €
	（金額：.....ユーロ 00 セント）、保証期間 までとする保証
	8

	書番号 を、.....年.....月.....日付で、.....
	(会社名／金融機関名)、..... (代理店／支店) を通じて発行させ、これ
	を提出した。
	当該保証書には、主たる債務者に対する事前の催告・執行を求める権利の放棄、イ
	タリア民法第 1957 条第 2 項に基づく抗弁権の放棄、ならびにイタリア館からの書
	面による単純な請求を受けた日から 15 日以内に保証が履行される旨を、明示的に定
	めなければならない。また、当該保証額は、業務の履行状況に応じて段階的に減額
	されるものとし、その減額幅は当初の保証額の 80% を上限とする。
	保証残額は、業務が適正に履行されたことを証明する証明書の発行日に、解除され
	るものとする。
	乙は、さらに、業務の履行に係るあらゆる原因によるリスクを補償対象とする以下
	の保険証券 (または保険契約の変更特約および当該保険料の支払済みを証明する領
	収書) を提出した。保険証券番号は.....、締結日は.....、
	保険会社／保険機関は.....、代理店／支店は.....、保険
	金額は€ (金額: ユーロ 00 セント) とする。
	当該保険には、第三者に生じた損害に対する賠償責任保険 (RCT: 第三者賠償責任
	保険) を含むものとし、人的損害、物品・資材・工作物に対する損害、および公有
	地・公共用地に対する損害を補償対象とする。
	第 8 条 (責任)
	乙は、本契約に定める義務の不履行に起因して第三者またはイタリア館に損害が生
	じた場合、当該損害について責任を負うものとする。また、義務の不履行によりイ
	タリア館の信用またはイメージが損なわれるおそれが生じた場合についても、乙は
	責任を負うものとする。

	本契約に基づく業務の履行期間中、乙は、現地における商品の提供または業務の実
	施を行う場合、自らが提供する商品または従事させる人員の行為に起因して第三者
	に生じた損害について責任を負うものとする。このため、乙は、本契約に関連する
	すべての作業および活動において、適切な安全環境を確保し、事故を防止するため
	に必要なすべての措置および予防措置を講じるとともに、必要な監督および管理を
	行わなければならない。
	乙は、本契約に起因して人身または物的損害が発生した場合において、イタリア館
	が一切の責任を負うことのないよう、イタリア館を免責し、これに損害を及ぼさな
	いものとする。これには、乙によるイタリア館のロゴの不適切な使用に起因する損
	害、および第三者が被った損害についてイタリア館に対して提起された損害賠償請
	求その他の法的措置への対応を含むものとする。
	乙は、イタリア館のロゴの複製および使用、ならびに本スポンサー契約の履行全般
	に起因して生じる一切の民事上および刑事上の責任を負うものとし、これに関して
	イタリア館に責任が及ばないようにするものとする。
	第 9 条（契約の履行に関する確認および監督）
	イタリア館は、自らまたはその委任を受けた者を通じて、契約の履行期間中、いつ
	でも、乙による業務の履行が適正かつ正確に行われているか否かを確認することが
	できるものとする。
	乙は、当該プロジェクトの内容に従い、イタリア館またはその委任を受けた者から
	随時指示された事項を遵守し、これに従わなければならない。
	第 10 条（違約金）
	甲は、乙のみに帰責される事由により本契約に定める条件が遵守されなかった場合、

	協賛金額を€ _____,00 (.....ユーロ 00 セント) と算定したうえで、その 10%
	に相当する額の違約金を課することができるものとする。
	ただし、当該違約金の適用は、別途立証された損害額が当該違約金額を上回る場合
	における、超過損害の賠償請求を妨げるものではない。
	乙が本契約の履行を拒否した場合、または業務の履行に関して能力を欠き、もしくは
	は過失があったことを理由として本契約が解除された場合には、前条第 7 条に定め
	る履行保証を没収するものとする。
	業務の履行に係る欠陥、不備または契約内容との不適合を是正する義務が履行され
	ない場合、必要な是正措置の実施期限を記載した通知書に定める期限から 5 日間遅
	延するごとに、協賛金額の 10%に相当する違約金を課すものとする。
	前各項に基づき課される違約金の累計額が、契約金額の純額の 50%に達した場合、
	甲は本契約を解除することができるものとする。
	違約金を適用するにあたっては、甲は、契約上の義務違反について書面により通知
	し、異議を申し立てる機会を乙に付与するものとする。乙は、当該通知を受領した
	日から 15 営業日以内に、書面による反論およびその根拠を示す証拠資料を提出する
	ことができる。
	乙が所定の期間内に十分な根拠を備えた正当な理由を提出しなかった場合、または
	提出された理由について、甲がその裁量により不十分もしくは不適切であると判断
	した場合には、前各項に定める違約金を必ず適用するものとする。
	甲が決定した措置およびその内容は、乙に対し書面により通知するものとする。
	第 11 条（製品の欠陥、不完全性および不適合－乙の義務）
	乙は、提供する製品について、不可抗力に起因するものを除き、適正な納入
	が確認された日から少なくとも.....か月間、保証するものとする。

	ただし、保証期間は、いかなる場合も 2027 年 9 月 30 日までとする。また、
	本契約に基づく業務がイタリア館の解体・撤去段階に関連する場合には、保
	証期間は……………までとする。なお、乙が提案書においてこれらを上回
	る保証期間を提示した場合には、当該期間を適用するものとする。
	乙は、当該保証期間中に提供した製品に欠陥、不備または不適合が生じた場
	合、自らの費用負担によりこれらを是正する義務を負う。当該欠陥、不備ま
	たは不適合には、製造上の瑕疵、使用材料の欠陥、または提案書の技術仕様
	に定める技術的性能、機能および仕上げに関する要件を満たさない状態を含
	むものとする。
	乙は、甲が欠陥、不備または不適合の内容を通知し、その是正を求める書面
	を発出した日から 5 日以内に、当該是正義務を履行しなければならない。必
	要に応じて、欠陥、破損または故障のある部品を交換するものとする。当該
	交換によっても問題が解消されない場合には、対象製品を回収し、新品と交
	換しなければならない。また、前述の技術的性能および仕上げに関する要件
	に適合しない製品についても、交換しなければならない。
	前項に定める期間を経過しても乙が是正義務を履行しない場合、甲は、第
	10 条に定める違約金を適用するものとする。
	さらに、乙が上記の期限を遵守しない場合、甲は、欠陥または不備の是正に
	必要な作業を他の事業者を実施させるとともに、交換されていない製品に代
	わる製品を第三者から調達することができるものとする。この場合、当該措
	置に要した費用は、乙の負担とする。
	第 12 条（所有権）
	スポンサーシップに基づき取得または提供された物品は、当該活動の一環として設

	置・整備された設備、その他の固定構造物、インフラ設備および備品等を含め、完
	成した施設から物理的に分離することができない状態となった場合には、甲の所有
	に帰属するものとする。
	一方、イタリア館の解体・撤去が行われる場合、またはイタリア館の移設等に伴い
	解体・撤去が必要となる場合には、甲は、提供を受けた物品を各スポンサーに返還
	するものとする。また、甲は、必要に応じて、当該スポンサーに対し、自らの責任
	と費用負担において、当該物品の回収、解体・撤去または処分を行うよう求めるこ
	とができるものとする。
	第 13 条（環境保全方針および関連法令・規則の遵守）
	乙は、イタリア法律命令第 152 号（2006 年）「環境法典」の趣旨に基づき、環境の
	保全および改善ならびに天然資源の適切かつ合理的な利用を通じて、同法令の基本
	理念を尊重し、これを共有することを約する。
	乙は、特に、廃棄物の輸送および処分、大気中への排出物の削減（京都議定書に関
	連する措置を含む。）、ならびに水資源および土壌の保全に関する法令を遵守しな
	ければならない。
	乙は、施行中の EXPO2027 関連規則ならびに現地で適用される都市計画および建築
	に関する法令その他の規定を遵守することを約する。
	第 14 条（契約解除および解約）
	甲は、イタリア民法典第 1453 条および第 1454 条に基づき、乙に対して履行催告を
	行っただうで、本契約を解除することができるものとする。また、第 6 条に定める
	場合および本契約のその他の条項に定める場合にも、同様とする。
	特に、乙が、本契約の締結により負担した義務を、当該業務に必要とされる専門知

	識・技能および相応の注意をもって履行しない場合、または契約上の義務に対する
	重大な違反もしくは反復的な違反、あるいは法令および規則の不遵守があった場合
	には、甲は本契約を解除することができるものとする。
	特に、イタリア民法典第 1456 条に定める明示的解除条項に基づき、以下の各号の
	いずれかに該当する場合には、本契約の解除事由を構成するものとする。
	1. 乙が、自らの契約上の義務について重大な債務不履行をした場合。
	2. 確認の結果、乙が提案書において自己申告した要件を実際には満たしてい
	ないことが判明し、これに伴い、イタリア国家腐敗防止機関（A.N.A.C.）へ
	の報告が行われる場合。
	3. 本契約第 4 条に定める業務開始期限について、イタリア民法第 1457 条に規
	定する「本質的な期限」を遵守しなかった場合。
	4. 例外的な状況または事由により、乙が自らの契約上の義務を履行できない
	場合。
	5. 安全に関する法令または 2010 年法律第 136 号に定める義務への違反が確認
	された場合。
	前各号に該当する場合、甲が明示的解除条項を適用する旨を電子メールまたは書留
	郵便により通知した時点で、本契約は直ちに解除されるものとする。
	乙の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合、乙は、当該解除に起因し
	て甲、EXPO2027 の主催者およびイタリア館の建設工事施工者に生じたすべての損
	害を賠償する義務を負うものとする。
	本契約の対象となるスポンサーシップにより、甲の公的職務と乙の事業活動との間
	に利益相反が生じた場合には、以下の事項を条件として、本契約関係は終了するも
	のとする。

	i. 公益を保護するため、当該利益相反の解消に向けた対応を試みること。
	ii. 契約終了時点において、各当事者が既に取得している権利を害さないこと。
	さらに、甲は、以下の場合に、本契約を一方的に解約する権利を行使することがで
	きるものとする。
	● 契約締結時に予見できなかった例外的な事情、公的利益もしくは公益上の
	必要性、特に外交政策上の理由、またはイタリア館の建設に関する事情に
	より、スポンサーシップの実施について従前定められた条件に重大な変更
	が生じた場合、甲は、何らの条件または制限を付すことなく、無償で本契
	約を一方的に終了させることができるものとする。ただし、既に支払われ
	た前払金のうち、履行済みかつ受領済みの業務に係る対価を超える部分に
	ついては、乙に返還するものとする。この場合、乙は、既に実施した活動
	に関する補償および損害賠償を請求することができないものとする。
	● 乙の責めに帰すことのできない不可抗力について、客観的な根拠が示され、
	当該業務を履行できない旨が甲に通知されるとともに、その履行不能を裏
	付ける理由および証拠が提示され、乙自身の責任によるものではないこと
	が確認された場合。
	● イタリア立法令第 159 号（2011 年）第 94 条第 2 項に定める場合。
	本契約の解除または終了は、乙の債務不履行に起因して甲に生じた損害について、
	甲が乙に対して損害賠償を請求する権利を妨げないものとする。
	第 15 条（契約の譲渡禁止）
	本契約の譲渡（その一部の譲渡を含む）を禁止する。
	乙は、他の企業に吸収される場合、事業全体または事業部門の譲渡が行われる場合、
	その他、組織変更、合併または会社分割の対象となり、その結果として自らの法人
	格を失う場合には、事前に甲に通知しなければならない。甲は、本契約の移転に異
	15

	議を述べる権利を有し、この場合、本契約は、民法典第 1456 条に基づき、当然に
	解除される。
	第 16 条（資金の流れの追跡可能性）
	乙は、2010 年 8 月 13 日付法律第 136 号第 3 条（その後改正されたものを含む）に
	定める資金の流れの追跡可能性に関する義務を負い、専用銀行口座の特定情報、当
	該口座に関する取引の権限を委任された者の本人特定情報および納税者番号、なら
	びに、これらに変更があった場合にはその内容を、甲に通知することを約束する。
	本契約は、銀行、ポステ・イタリアーネ株式会社（Poste Italiane S.p.A.）、もしくは
	は、法律で定められたその他の手段（取引の完全な追跡可能性を確保するのに適し
	たものに限る）を利用せずに、取引が行われた場合には、いずれの場合も解除され
	る。
	第 17 条（個人データの取扱い）
	一般データ保護規則／GDPR（EU）2016/679 第 13 条、および現行のイタリア国内
	法（2003 年 6 月 30 日付法律命令第 196 号、2018 年 8 月 10 日付法律命令第 101 号
	により改正・補完されたもの）に基づき、本契約の締結を目的として取り扱われる
	個人情報の保護について、所定の情報を以下のとおり提供する。
	I) データ管理者は甲とする（所在地：.....、電子メール：
	）。
	II) イタリア館のデータ保護責任者（DPO）の連絡先は、所在地：
	、電話：.....、電子メール：.....。
	III) データ主体から提供された個人データは、甲が、本契約の管理のみを目的
	として、収集、保管および処理を行う。
	IV) 本契約への署名は、データ主体が自己の個人データについて上記の取扱い
	に同意したものとみなされる。
	16

	V) データ処理は、そのために指名されたイタリア館の職員が、手作業および自動化された方法で行う。
	VI) 経済事業者のデータは、法的義務の履行のためにのみ外部に提供される。
	特に、データは書類へのアクセス権を有する者に提供される。また、本契約の主要な事項は、行政の透明性に関する法令(2013 年法律命令第 33 号、2012 年法律第 190 号、2016 年法律命令第 97 号) に従い、イタリア館のウェブサイト.....
	に公表される。
	VII) 乙のデータは、イタリア民法典第 2946 条に基づき、契約上の義務の履行完了またはその他の理由（不履行による解除を含む）により契約関係が終了した時から、最長 10 年間保存される。係属中の訴訟手続の場合には、上記の期間は停止される。
	VIII) 乙は、自己の個人データへのアクセスを請求することができ、また、現行法令に定める条件の下で、その訂正を求めることができる。法律の範囲内で、かつ本契約の履行に影響が生じ得ることを保留したうえで、データ主体は、データの消去、取扱いの制限、また取扱いへの異議を申し立てることもできる。これらの場合、イタリア館のデータ保護責任者（DPO）に対して正式な請求を行わなければならない。
	い。
	IX) データ主体は、自己のプライバシーに関する権利が侵害されたと考える場合、イタリア館のデータ保護責任者（DPO）に苦情を申し立てることができる。これに代えて、または回答に満足できない場合には、イタリアの個人データ保護機関（Garante per la protezione dei dati personali）に問い合わせることができる。
	イタリア個人データ保護機関の連絡先：
	Piazza di Monte Citorio 121, 00186 Roma、電話：0039 06 696771（代表）、電子メ
	ール：garante@gpdp.it、認証電子メール（PEC）： protocollo@pec.gpdp.it ）。
	17

	第 18 条（紛争および管轄裁判所）
	本契約の適用に関して生じる紛争、または本契約と間接的にでも関連する紛争につ
	いては、まず和解による解決を試みるものとする。
	本契約の解釈、履行、有効性および解除に関して両当事者間に生じるすべての紛争
	は、イタリア民事訴訟法典第 25 条に基づき、管轄裁判所の判断により解決される。
	いかなる場合も、仲裁条項は排除される。
	第 19 条（税務上の義務および請求書発行－費用、租税公課）
	協賛の対価が ViK の形態で拋出された後、イタリア館は、これに係る受領書を発行
	する。
	乙は、該当する場合、現行法令に定める税制上の優遇措置を受ける権利を有する
	（イタリア所得税統一法典(TUIR)(大統領令第 917/1986 号、その後の改正を含む)に
	基づく全額控除可能）。
	会計上の処理完了から.....（.....）日以内に、イタリア館は本契
	約第 5 条に特典として定められた広報及び宣伝活動を開始する。
	本契約の締結及び登録に係る一切の費用、租税公課は、乙の負担とする。
	第 20 条（一般規定および準用法令）
	両当事者は、本契約が協賛契約に該当すること、また、これに伴う行政上かつ税務
	上の結果が生じることを、相互に確認する。
	乙による本契約への署名は、役務または物品の調達契約に関する現行の法律、規則
	その他一切の法令を完全に理解していることの表明とみなされる。
	契約条項および本契約の規定の解釈は、追求される目的を考慮して行わなければな
	らない。いかなる場合も、イタリア民法典第 1362 条から第 1369 条までの規定を適
	用する。
	本契約に定めのない事項については、現行の法律、規則および法令の規定に従う。

本契約は、全.....ページで構成され、使用の場合にのみ登録される。

以上、本契約の内容を確認し、承認したうえで、これに署名する。

場所及び日付（2回目の電子署名のもの）。

協賛者側	2027 年国際園芸博覧会イタリア政府代
	表

本書は、2005 年 3 月 7 日付法律命令第 82 号、2013 年 2 月 22 日付首相令およびそ

の後の改正・補完に基づき、電子署名により署名されたものである。

乙は、本契約への署名をもって、イタリア民法典第 1341 条第 2 項および第 1342 条

に従い、本契約に定める次の条項を、書面により明示的に承諾する。

第 4 条、乙の給付義務

第 5 条、乙の特典およびイタリア館の義務

第 6 条、法令遵守義務および倫理規範

第 7 条、保証および保険

第 8 条、責任

第 10 条、違約金

第 11 条、製品の欠陥、不完全性および不適合—乙の義務

第 12 条、所有権

第 14 条、契約解除および解約

ならびに、本書に引用された法律および規則の規定に含まれる条項。

協賛者側

添付書類：[...]

1. 提案書。
2. ロゴ使用マニュアル。
3. 露出マニュアル。
4. 保証状第[...]号、[...]が、[...]に発行したもの。
5. 保険証券第[...]号、[...]が[...]に発行したもの。
6. 協賛者のロゴ。